

生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成20年12月3日(水)
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫

5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 報告事項

[環境県民局]

- (1) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項

[健康福祉局]

- (2) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項
(3) 「みんなで子育て応援フォーラム」の開催について
(4) 広島県介護労働実態調査結果の概要について

[危機管理監]

- (5) 防災対策に関する基本的な条例について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答

○質疑(蔵本委員) 五日市地区におきます産業廃棄物の保管、積出施設の件について
9月の一般質問で質問させていただきました。環境県民局長に明快な御答弁をいただきました。早速、11月8日に住民に対する説明会を開いていただきまして、本当

にありがとうございます。当初予定されていなかった各学区における説明会をすることになったのは、一体どうしてでしょうか、お伺いします。

○答弁（廃棄物対策総括監） 当初、はっきりとした運営方針が決まっていなかったということも一つではございますけれども、当日、五日市南小学校で行われましたが、天候にも左右されまして60名程度の参加にとどまったということもございます、よりきめ細かく住民の方々に御理解いただくために、各連合町内会で開催することになったところでございます。現在2カ所で実施いたしまして、今後は12月6日、11日ということで、計4連合町内会すべてで実施する予定であります。

○質疑（蔵本委員） 感触はどうですか。住民からはどのような意見が出ましたか、具体的にお願います。

○答弁（廃棄物対策総括監） これにつきましては、実は平成11年に港湾計画を改定いたしましたということが1点、それから平成16年度でございますけれども、この段階で設置反対の陳情書が出されております。この段階でも、我々としては五日市地区の方に説明をしていないということで、その説明の遅延ということがまずございました。これにつきましては、今後真摯に対応していくということで、今御説明をしているところです。

それから、陸上搬入ということを委員の方からも御指摘いただいたわけでございますけれども、陸上搬入しないということになったということにつきまして皆様方から多々御意見がありました。

○質疑（蔵本委員） 住民の理解は得られそうですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） まだ1回目で概要を説明している状況でございますので、なかなか御理解いただくというのは困難な状況にあると言うしか今はないと思っておりますが、まだあと2年間ほど出島地区がオープンするまでの期間がございますので、2年間を活用しながら真摯に対応してまいりたいと考えております。

○質疑（蔵本委員） 総括監から具体的な話の中身として出てこなかったのですが、基準値を超えるダイオキシン類等の話題が出たのですが、話の経緯を一部始終お聞かせください。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 先般の説明会のときに、現在の五日市処分場の状況はどうかという御質問がございました。環境保全公社が管理運営しておりますけれども、環境保全公社が廃棄物の受け入れに当たりまして、受け入れ基準に合っているかどうか、抜き取り検査をいたしております。その検査結果で、19年度の結果でございますけれども、基準値を超えたものがあって、その中身はどうかという御質問がございましたので、ダイオキシンを1検体から検出しておりますという御説明を申し上げました。もちろん、この廃棄物につきましては、基準値を超えておりますので、事業者には検査結果が判明した後、持ち帰らせておりますという答弁をさせていただきます。

○質疑（蔵本委員） 広島県環境保全公社の事業報告書が手元にあるのですけれども、

これはインターネットで公表していますので、だれでも見るができるというもので、今19年度だけの説明だったのですけれども、17年度、18年度、19年度の全部のデータが出ておまして、御存じだと思いますけれども、ちょっと具体的に説明させていただきます。17年度で受け入れ量が10トントラックと仮定した場合9,300台、18年度で受け入れたのが1万台、19年度で受け入れたのが1万5,000台ということで、その中で抜き取り検査をした件数が17年度は57件、18年度は61件、19年度が61件ということで、パーセンテージにすると17年は0.6%、18年度も0.6%、19年度は0.4%という割合になっています。その中で、要するに基準値を超えたダイオキシン類等が見つかった件数が、17年度は9検体、18年度が9検体、19年度が10検体で、これを確率にすると16%前後です。

問題なのは、まず1点が抜き取り検査をしたその件数の妥当性、0.6%という数字が一体どうなのか、どう認識しておられるのか。それで、3年間にわたって15%~16%で見ついているわけです。その対応をお聞きしますと、持ち帰らせたということで、その後指導等もなされたとは思いますが、きちんと厳罰に処すというか、そういう対応をとられたのか。問題は、見ついているパーセンテージが3年間ずっと落ちていないことです。改善を考えるのであれば、抜き取り検査の件数をふやすということをやった当然なのですが、パーセンテージも今言いましたように0.6%、0.6%、最後0.4%なのです。特に、19年度は1万5,000台も受け入れているわけです。そこら辺の認識がどうだったのか、その3点について当局の御認識を伺います。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 抜き取り検査率の御指摘がございました。産業廃棄物につきましては、排出場所というのは工場、事業所が大部分でございまして、それである程度の工場、事業所の製造ラインというのは新製品などを開発すれば変わることはあるでしょうけれども、一定の製品をつくる時には大体同じラインで行います。したがって、そのラインで出てくる廃棄物につきましては量的には変わるということもございますけれども、廃棄物の質としてはそんなに変わらないということがございますので、環境保全公社の一定の考え方といたしましては、まず大量に出てくる排出事業者を優先的にやる、あるいは有害物質が出る可能性がある事業所を中心にやる、そういう公社独自の考え方のもとに抽出して検査をやってきております。

それと、抜き取り検査で基準値を超えた率が15%ぐらいで率が下がっていないという御指摘がございましたけれども、今回も公社から聞いてみますと、基準を超えたのが特定の事業者ではない、排出業者は何カ所かおいでになる中で毎年同じ事業者が超えるということになれば、それはもう受け入れはいたしません。ただ、何らかの要因で超えたという事業者がおいでになるということがございます。

それと、超えた検査項目でございまして、10検体ございましたけれども、その項目によりまして有害物質が超えたものもあれば、そうではなくて一般的な受

け入れ基準を超えたものもあるということでございまして、一概にはすべて有害物質という結果にはなっていないと聞いております。

○質疑（蔵本委員） 今の説明を聞きますと、環境保全公社の認識が余りにも薄かったというふうには聞こえないのですけれども、当然15～16%見つかったら抜き取り検査の件数をふやすとか考えて当然だろうと思うのです。

今のことは置いておいて、この数値を住民が見たときに、普通に考えると、埋め立てられた五日市埋立地の土の中に、このうちの15%の土は汚染物質が入っているというふうに、私は数学博士ではないので実際どうかはわかりませんが、そういう思いも当然あると思うのです。そういう中で、過去2回行われた各学区での説明会で、総括監みずからがこの埋立地の中に基準値を超えるダイオキシン類等が埋められた可能性がある、埋められているとお認めになったというふうにお伺いしているのですが、それは本当ですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 現在の抜き取り検査の件でございまして、この件につきましては、いわゆるダイオキシン類で検査の基準値を上回ったのが、年度間で1件ずつでございまして、そうすると、残った検体の中、いわゆるサンプリングしなかったものでございまして、そういったものが埋められた可能性が全くゼロということは言い切れないというふうに申し上げたところです。それと、平成3年から埋め立てが開始されておりますけれども、平成9年ぐらいからダイオキシンが問題になってきてございまして、そうすると、それまではその基準値というものがなかったわけですから、その間にそういうものが埋められたという可能性は否定できないというふうに申し上げました。

○質疑（蔵本委員） 申しわけないですが、私もその録音テープを聞いているのですけれども、総括監はあるというふうにしっかりとお答えになっているのです。ないわけではないというのは、イコールあるということだと思っておりますが、抜き取り検査の件数の割合が1%を下回るという、これは一体どういうことなのかという問題は先ほどの答弁ではちょっと納得がいかないのですが、普通17年間にわたって埋め立てを行った周辺の住民の協力に対して、やはり感謝の意と敬意を持って、この跡地を今後こうしましょう、ああしましょうという議論になるのが当然だろうと思うのです。その中で、現在、基準値を超える汚染物質を搬入、埋め立てした土地に、さらに今後10年以上、出島に海上輸送するための搬入、保管、積み出しという新たな負荷を今かけようとしているわけですね。このことについての認識をお伺いします。

○答弁（廃棄物対策総括監） 御指摘のように、確かに環境保全公社の今までのいわゆるサンプリングの数が少ないということであろうかと思っております。そういう中で、今後どうしていくかということで、五日市につきましては……。

○質疑（蔵本委員） 3年で0.6%、0.6%、0.4%と、パーセンテージが下がっているということなのですが、なぜ、それが下がるのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 実は、業者と環境保全公社でまず年度ごとに契約を結ん

でいます。その段階で、どういったものをどういうふうは何トン、何万トン受け入れますということをまず契約で決定いたします。その段階で、まずサンプリングと申しますか、データをとりますので、その企業がどういったものを持ってくるかといったことをそこで確認しております。それには自主検査表をつけさせております。そこで、いわゆる基準値と大きく乖離してもっと低いというものについては、比較的安定したものが入ってくるということでサンプリングする度合いが落ちているということはあるかと思えます。

先ほどからいろいろございますが、例えば年間1,000トン以上入れるところでありますとか、また過去に基準値を超えたものを搬入したとか、そういったようなところにつきましては持ち帰らせておりますけれども、そうしたところを中心にサンプリングしてまいりますので、そういう意味では、ここというふうに決定してサンプリングするというので、若干の数値の動きはあるかと思えます。

○質疑（蔵本委員） ですから、17年間負荷を与えた土地に、なおかつ今後、今の計画を進めることについての認識はどうですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） この点につきましては、今さらこれをもとに戻すということはなかなか難しいものでございますので、とりあえず五日市地区につきましては、今、水環境、水質に関しまして余水池にたまった水のデータ分析をずっと行っております。その中で、ダイオキシン類等は基準を超過しておりません。今後、五日市を閉めました段階で、なおかつ完全に五日市の処分場を閉鎖するまでは水質の管理ということで、水のいわゆるモニタリングはずっと続けてまいります。今後、五日市にまた御迷惑をかけるということもありますので、今度は大気の汚染とか、そういったものも検査項目に加えまして皆様がより安心されるような努力をしていくという決意でございます。

○意見（蔵本委員） 委員長、自慢するわけではないのですが、大学院でこれからの地方分権時代におけるいわゆる地方議会改革というものをずっと研究してきて、あらゆる文献を読んで、行き着くところ、やはり住民との協働というキーワードにぶちあたります。私の独自に行ったアンケート調査の結果では、やはり特に実質的な議論を審議するこの常任委員会は議会内でのこういう議論だけではなくて、やはり問題となっている現地に赴くことが非常に期待されています。どうでしょうか、この問題を所管する当委員会としては、環境保全公社を含め現地を訪問調査して、やはり住民の意見を聞くべきだというふうに思います。もしよろしければ、私は当委員会の委員として、また地元を代表する議員として、今、行政の方々を相手に一生懸命住民の意見を代弁されている良識ある地元住民の方々がいらっしゃいます。そういった方々を御紹介することに協力を惜しみません。以上のことを委員長に申し上げて、終わらせていただきます。

○質疑（川上委員） 関連ではないけれども、僕は認識不足でよくわからないが、この前、蔵本委員が質問された五日市から出島へ搬入するという件で、局長は、なぜそ

ういう計画になったかということについて道路が込むからと言われた。道路使用上のことでわざわざ広島のごみを全部五日市に集めて、たくさんのお金を使って、例えば出島の近くの人まで五日市までトラックで持って行ってあそこで集積して、いろいろ問題を起こしながらそれをまた船で運び込んで、そのためにたくさん設備をして大変な事業に乗り出された。それは過去の経緯だと思うのですけれども、あの答弁を聞いて、なぜそういう経緯になったのかといたら、道路が込むからと言われたから僕はどういうことだと福山でも道路は込むぞとやじで言ったのです。だけど、住民みんな進歩して、自分たちが出したごみだから、そういうことはいろいろ行政が説得しながらやってきている。なぜ、我が県だけがこういうことになってきたのか、いまだ不思議で仕方がない。そのことについて、どう思われますか。

○答弁（廃棄物対策総括監） この計画につきましては、平成11年度に港湾計画を改定したものでございます。平成11年度に、環境アセスメントを実施しております。いわゆる宇品地区の、恐らく御幸橋の周辺あたりから搬入するということになりました。その地点でもう既に環境基準といえますか、騒音が数値をクリアできなかったといったようなことがございまして、この宇品地区をトラックが通るといってにつきましては負荷が非常にかかるということがございまして、陸上搬入をするということを断念したという経緯ということで認識しております。

○質疑（蔵本委員） それは、平成11年に宇品は1日何台でアセスメントをされたのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 1日何台ということではなく、当時既に環境基準をオーバーしていたということですが、決定に当たりましては、例えば今の出島の処分地をいわゆる残土も含めて全量をもし陸上から搬入するとすれば、1日約2,800台の車がふえるという試算ができております。ただ、そうはいいまして建設残土なども例えば関東の方から船積みで来るといったものもございまして、とりあえず全量を海上から搬入しようということが決定されているということでございます。

○質疑（蔵本委員） それは住民から、やはり2,800台というのはおかしいのではないかという指摘がありませんでしたか。みんなそもそも海から持ってくるのであって、実際2,800台もないだろうという指摘があったと思うのですが。

○答弁（廃棄物対策総括監） そういう御指摘があったということではないと思います。ただ、我々としては、当初の計画が2,800台を通すという計算が成り立つということがございまして、そういうことは現実的でないということで、全量海上搬入というふうに決定しておりますが、途中で廃棄物を入れるということになりまして、その量も含めまして全量を海上搬入するという意思決定を11年度にしたということでございます。2,800台というのは、特に計算がおかしいとか、そういう話は聞いておりません。

○質疑（蔵本委員） 説明会でスライドを使った写真の中で、住民からこの2,800台とい

うのはおかしいではないか、訂正した方がいいという意見はありませんでしたか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 全量を海上搬入するとしておりますので、現実には2,800台は通らないということが前提としてありましたが、特にそこについて2,800台を修正しろという意見はいただいております。

○質疑（蔵本委員） 環境アセスメントの話が出ましたので申し上げたいのですが、一応、市の条例では、五日市のこのたびの保管、積出施設の建設に際して環境アセスメントをとる必要がないということですが、それはそうなのでしょうか。県が環境アセスメントをする必要がないと。

○答弁（廃棄物対策総括監） 五日市地区につきましては、現在も廃棄物処分場がございまして、トラックが150台ぐらいと聞いております。これが、もし五日市の積出施設を利用するとしても今の推定では115台程度のものでございますし、積出施設というのは建屋の中で作業を行います関係上、重機が1台ぐらい動くかどうかといったようなことでございますので、現状と影響は変わらないということで、五日市地区の環境アセスメントはやっていないというふうになっております。

○質疑（蔵本委員） 先ほど、五日市の埋立地の中に基準値を超える汚染物質が間違いなく混入されているというふうに説明会でおっしゃられました。その現状が新たに今明るみになって、それでも上に建てるということです。これはもう、環境アセスメントとかという問題ではないのではないですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 11年度の段階でダイオキシンの問題が前面に出てきているという話ではないわけですが、ダイオキシンの基準値が設定されて以降、それを抜き取って検査をしていって、ほぼ適合しているだろうとは思っているのですが、環境アセスメントというよりも、やはり今後は大気環境監視というものを通じていくことが重要で、いわゆる埋め立て物質の中から、覆土したものの中からは出てまいりません。そういう意味で言えば、今、大気の中にどの程度のものであるかということについては、我々としてもきちんとモニタリングをやりまして、安全性の確保というものには万全を尽くしたいと考えており、環境アセスメントという問題ではないということは確かでございます。

○要望（蔵本委員） わかりました。先ほど、過去3年間の数字を申し上げました。これは、だれがどう見てもそれ相応のパーセンテージで入っているだろうと判断できると思います。このことをよく認識していただいて、住民への説明ないし協議を行っていただきたいと思います。

○質疑（川上委員） 莫大な予算を使って、僕は11年度のことを掘り起こそうとは思いませんが、環境アセスメントを含めてそういう結果しかなかったということは、そのときの判断にも僕は疑問を持っているのですが、どこの自治体に行ったってこんなことがあるかわかりませんが、このことについて僕はこんなばかげたやり方はないのではないかと認識を持っている。別の市のごみをあそこに持って行って集めて、それをまた船に乗せて入れて、それがその辺の住民のことが、今ご

ろになってぐずぐず言われたいといけないような実態というのは正直おかしい話で、もう前から言っているのですが、このやり方は非常に不思議だと、おかしいと思うのですけれども、やり方はこれしかなかったのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） やり方としてどうかというお話でございますが、平成11年度の決定でございますが、その段階でやはり海上搬入がまずありきでございます。その中で、例えば廃棄物というものにつきましては搬入されたもの全量をおろして、目視による展開検査でおかしかったらモニタリングもするというので、それから船でございますので、台風等で動かない、例えば5日間程度の保管施設というものが必要になってくる、そういったものを合わせますと、約1ヘクタール以上の土地の確保というものが前提になりました。そこで、例えば草津であるとか坂であるとか、いろいろなところで地点調査いたしました、その段階で五日市の現在の計画地あたりしか1ヘクタールの土地が確保できないということがございまして、五日市で積み出すことを決定したという経緯がございました。

○質疑（川上委員） これは、何で海上輸送ありきとなったのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 先ほどの繰り返しになりますけれども……。

○質疑（川上委員） 環境アセスメントの問題か。

○答弁（廃棄物対策総括監） 環境アセスメントの問題がございまして、陸上をこれ以上トラックが通るということについては、当然宇品地区の方にも影響の出ることでございますので、廃棄物に変えた段階ですべてを海上搬入するという姿勢を変えなかったというのが現実の我々の選択だと考えます。

○質疑（川上委員） 僕は、ある程度これは地元のエゴというところもありまして、地元で、ここに埋めるのにこの辺のごみを、ここを通ってはいけないというような話で、そのごみが回っていくわけです。僕は考え方として、少なくとも地元の区がそこから持って行って搬入すれば、もっと費用は安く済むだろうという素人の考えで思うのですけれども、こういうことについて非常に僕も疑問を持っているのですが、これを一部見直すということは今からできないものなのですか。今、これから建屋をつくってそこにどんどん集積して、そして船で搬入しなければいけない。それは、今言われたたくさんの数量です。だけど、全部をあそこに持っていくためには千何百台も通るでしょうけれども、少なくとも本当に近いところはそんなに環境アセスメントといたって、地元の区ぐらいがあそこに持っていったってそんなに大きな道路の停滞にはならないような気もするのですが、そういう見直しというのはもうできないものですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、廃棄物は持ち込まれたものにつきまして、いわゆる展開検査という形で全体をならしませてどんなものが入っているか、上層部だけ見て判断するわけにまいりませんので、どうしてもその作業を行うスペースというものを確保する必要がございまして。そういう意味で言えば、例えば五日市でおろすものがある、出島でおろすものがあるといった

ような建物の建て方というのは、やはりこれも逆に費用がかさむといえますか、また両方に人が配置される必要性がございますので、そういった意味では1カ所に集約する方がよりよい選択ではなかったかと思っております。

○質疑（川上委員） 今言われるようなことを聞くと、産業廃棄物を処理するためには、行政は一々全部検査しなければいけないようになっているのですか。変なものを産業廃棄物処理場に持っていくと、違法行為があったらいろいろ県が調べてやるのでしょけれども、今、民間も含めて事前に産業廃棄物全部を自分のところで検査して産業廃棄物処理場へ入れるものなのですか。そういう考えなのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 自主検査が行われているところも多々あるかと思いますが、やはり持ってこられたものがございますので、我々の方として環境保全公社が展開検査ということで全量をならして見て、例えば上の方と下の方のものが違うとか、そういったことがあってはならないことがございますから、やはり展開検査は全量でやるということにしております。

○質疑（川上委員） 全部を検査するというのは、そういう規定になっているのですか。自主検査をしているところもある。なぜ、環境保全公社だけは産業廃棄物全部を検査しなければいけないということになるのですかということを知っているのです。

○答弁（廃棄物対策総括監） いや、自主検査で検体のデータをお持ちになられて……。

○質疑（川上委員） そういうデータを全部出すのではないですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） ただ、やはり何が入っているかということにつきましては目視をする必要性がございますので、一応展開して検査を行うということにしております。

○質疑（川上委員） 僕はよくわからないのですが、普通の場合は、こういうものを入れますということを書類に書いて出して、いいですということで全部産業廃棄物に一応しているわけです。それをわざわざもう一度、信用せずに全部検査しなければ済まないということは、僕は勉強不足かも知れませんが、ちょっと一般的には考えられない。また、そのためにたくさんの費用を使ってやる、今言われるようなことを全国的にやるといったら、他の自治体も含めて、これは大変なことです。だから、その辺のことを含めて僕はお聞きしたいのですが、そういうことになっているのなら仕方がないとしても、余りにも一般的に見たら莫大な費用をかけてああいう形式をとって、全国的にああいう形式をとっているところがあるかないか知りませんが、そういうことで不信に思っているのが実情です。全国的にあるのですか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 全量検査ということではなく、今のような船で持っていくところは3カ所ほどございます。他には、北九州と大阪湾でございしますが、こういったところがあります。恐らく、公共関与でやる以上、ただデータを信用して全量埋め立てるというよりは、やはり必ずそういう展開検査データを持っているものと認識をしております。

○質疑（蒲原委員） 亡くなられた小島逸雄先生も五日市出身だったが、この問題については非常におかしいではないか、なぜわざわざ五日市まで持って行ってごみを捨てないといけないのかと本会議でも質問されたが、今、総括監の答弁を聞いていたら、11年のときにあそこの環境アセスメントで満杯だったからここは車が通れませんが、そういう発想なら、出島沖のあの開発はもうできない。一切車など入れないような事業を、何とか計画というので県は開発していこうとしている。これは、たまたまこういう経済状況になってからとんざしているかもわからないけれども、本当ならあんなところへ産業廃棄物処理場をつくるのがおかしいではないかという発想は、住民の間からも最初からあったのです。でも、今あなたの答弁を聞いたら、もうこれはトラックなんか1台も入れられない、環境アセスメントで満杯だからこれは開発できないなんておかしいではないか。これはどういうことか。あそこは、まだ県が埋め立てをした空き地がいっぱいあるではないか。これはどうするのか。この開発はできるのか。それはそのままではないか。そういう事業費があるのだったら、わざわざ五日市まで、保管庫をつくるだけでも40億円もかかると言われているではないか。10万円、20万円で事業ができるわけではない。まして、船で10年間運ぶといたら、これはちまたでどう言われているかといったら、特定の企業の利益を守るためにこんなことをやったと言われているではないか。そのことについて、どう思うか。

○答弁（廃棄物対策総括監） 2,800台の車両が通るとするのは計算上の問題でございますが、先ほど申し上げましたが、建設残土等の第3工区の部分でございますが、ここは残土ということで、関東の方から船積みで来るといってございまして、したがって、事業の継続は可能であると考えております。

先ほど申し上げましたのは、そういう計算が成り立っております段階で既に宇品地区において騒音はいわゆる環境基準を超える地点があったということから、さらなる負荷をかけることができないという判断をして現在の計画になっているという認識でございます。したがって、2,800台という数字は抜きにして、海上搬入は現在も継続されておりますので、造成は可能であると考えております。

○意見（蒲原委員） 納得できない。そんな理由は納得できないが、いずれにしても、幾ら説明しても住民は納得しない。それは、わざわざ五日市まで持って行って、しかも船で10年間も、船会社はもうかるが、でもそんなことは理解してもらえないと思います。こちらは排気ガスが問題で、では、五日市は大丈夫なのかということになりますから、これはしっかり再検討する必要があると思います。

○質疑（辻委員） 私の方からは、きょうの介護労働者実態調査結果の報告がありましたので、それに関連してちょっと質問させていただきます。

いろいろと説明がありましたが、今後の対応について、国の介護報酬の見直しや介護人材確保対策などを注視しながらと言っていますけれども、介護現場の実態というのはそういう注視というようなことを通り越して、もう待たなしの状況では

ないかと、私は認識しているのです。介護制度が現状ではもう土台から崩れる危険性があるというような指摘さえされているわけですが、先ほどの説明では、介護事業者の経営者等、関係機関と連携をして介護従事者の確保、定着のための施策を検討していくということですが、実際県として具体的にどのような施策を行っていくとお考えになっているのか、まずそのあたりをお聞きしたいと思います。

○答弁（地域福祉課長） 国の動きでございますけれども、昨年の8月に社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針というものが出されまして、それを受けられましてさまざまな方向性が出されており、概算要求等も出ております。そのようなことの中から本県といたしましては、まず、例えばでございますけれども、無料職業紹介あるいは企業合同求人面接会のいわゆる求職者と求人する方とのマッチングの支援とか、あるいは先ほども御説明申し上げましたように4割ぐらいの方が資格をお持ちでも従事されていないという実態がございますので、潜在的な有資格者という表現をしておりますけれども、介護分野への再就業の支援などを充実いたしまして、多様な人材の参入をしていただくためのいろいろな施策が要るのではないかなというようなこと、あるいはことしから11月11日が「いい日、いい日」ということで「介護の日」と定められたわけでございます、アンケートの自由記入欄等をちょっと見させていただいたりしますと、やはり介護というものに対しての社会的な評価が低いという不満が就労されている方にはあるようでございますので、介護事業の魅力を伝えるというようなことで、若い人を初めといたしまして幅広い世代への啓発活動、こういったものも必要ではないかと思っております。

それから、実際に介護に従事されております方に定着していただくため、さまざまな就業されている方への研修というようなこと、あるいは介護従事者の定着促進のために、養成校等もございますけれども、今度は経営者といった方も含めました関係者間の情報の共有も促進していくといったようなことが必要ではないかと考えております。そういうようなことを踏まえまして、今後、具体化に向け国の施策等もいろいろと注視しながら検討していきたいと思っております。

○質疑（辻委員） それで、ちょっと数字を聞きたいのですけれども、離職者の平均勤続年数が1年未満の方、要するに就職して1年以内におやめになる方が、全国の調べでは42.5%というふうに言われていますけれども、広島県ではどうでしょうか。

○答弁（地域福祉課長） 今回の調査につきましては、非常に短い期間にしたということがございますので、その部分については実は調査をいたしておりません。それで、全国調査で平成19年度の介護労働実態調査というものがございまして、これは平成18年9月30日から平成19年9月30日までの1年間ということでございますけれども、ホームヘルパーあるいは介護職員の、この2職種の平均ということでございますが、これでいきますと39.0%という数字が出ています。先ほど委員がおっしゃいましたことと若干違うのですけれども、大体それに近いということで、大体4割ぐらいの

方が1年未満でおやめになるという数字を把握しております。

○質疑（辻委員） ちょっと数字のとり方が違うのでしょうかけれども、こちらでは42.5%という数字で出されているのですけれども、いずれにしても1年以内でやめる方は4割と非常に高い離職の状況になっています。

それと、介護報酬がこの間2回にわたって引き下げられているということですが、何%引き下げられていますか。

○答弁（介護保険課長） 介護報酬につきましては、これまで大体おおむね3年に1回を基準に変えられておりますけれども、2003年、平成15年に1度、始まってから3年目に全体でマイナス2.3%、それから2005年、平成17年ですけれども、これは施設給付の関係の見直しがございまして、このときに平成17年10月、それから平成18年4月で合わせましてマイナス2.4%、これまで合わせましてマイナス4.7%の改定があったということでございます。

○質疑（辻委員） それで、介護報酬のダウンが4.7%、2000年から介護保険制度が始まっていますけれども、連続して下げられてきている。来年度の見直しに当たっては、3%の引き上げを行うというようなことを政府が言っていますけれども、この3%だけでは、今おっしゃられたように引き下げ分にも充当しないという状況がやはりあると思うのです。焼け石に水だということで、医師会などが少なくとも5%以上の引き上げが要るということを主張されていますけれども、そのあたりはどうお考えですか。

○答弁（介護保険課長） 例えば、平成15年の改正と申しますのがマイナス2.3%ですけれども、これは国の行いました全国の介護保険事業者経営実態調査等を踏まえまして、非常に施設関係の経営状態が比較的よかったというようなことも踏まえて、特に施設関係がこのときマイナス4%の改定ということになっております。その時点では、非常に施設関係の経営状態もよかったということがございますので、そういった点では、その後の引き下げによってそれぞれいろいろ工夫して施設なり事業所が懸命に努力をしてこれまで運営してこられまして、それももう限界に来ているというような状況から、今回3%という数字が出てきたものと考えております。

○質疑（辻委員） 3%ではだめだということを書いてほしかったのですけれども、もうそれは国がそういう方向を出しているということですが、3%ではだめなのです。やはり、連続して介護報酬が下げられてきて、離職者もたくさん出現してきているという状況のもとで、今もお話がありましたけれども、介護現場でのいろいろな経営努力で、どういう形で切り抜けてこようとされているのか、そのあたりどんな形を持って対応されているのか、どのようにお考えですか。

○答弁（介護保険課長） 私どもの方も詳細に把握しているわけではございませんけれども、基本的には経営の多角化でございますとかグループ化による規模の拡大、また、それぞれの施設の中の職員、それからいわゆるパート職員の比率の見直しとか、さまざまな形で経営がされている。それと、全体のサービスの提供量ですが、利用

者が相当ふえております。そういった事業そのものが拡大しているという、ある意味、一般企業で言えば売り上げを拡大するということもございまして、そういう意味では、そういう形でカバーされているのではないかというふうに考えております。

○質疑（辻委員） 要は、たぶんというよりも相当努力されているのだけれども、実際もう限界に達しているということであると思うのです。本当に物すごく低賃金で、先ほども報告でありましたように、この報告を見ても2枚目の月給の者の広島県と全国平均、全産業平均が出ていますけれども、大体給与水準を全産業平均で見た場合、広島県の場合、介護職にある方の給与水準が70%です、全産業平均と比べて7割ぐらいの給与しかもらえない。20万8,500円、手取りにしますと15~16万円いくかどうかというような、こういう状態です。だから、介護報酬の改定というのは、当然今もう待たなしの状態になってきていると私は思っているわけです。

そこで、こんな厳しい状況のもとで利用者、それから家族の方がどういう状態に今、直面しているのか、いろいろな困難に直面していると思っておりますけれども、どういうふうな困難に直面されているのか、そのあたり知っているところがあればちょっと教えていただきたいと思っております。

○答弁（介護保険課長） サービスの利用者数とサービスの利用料、全体的には非常に拡大していると考えております。一方では、サービスの拡大、それから全体的な利用者の拡大もございまして保険料の負担というのがどうしても拡大しているということがございまして、介護報酬がアップすれば全体的な介護保険の財政赤字が増加し、それが介護保険料のアップにつながるというようなこともございますけれども、基本的にサービス自体については、今の介護事業所の経営状況が非常に厳しいということの中で、そんなにサービスの利用者とそのしわ寄せがいつているというようなことは私どもは聞いておりません。

○要望・質疑（辻委員） サービスの実態を少し詳細にお調べになったらどうかと思うのですが、認識が大分違うのではないですか。今、利用料とか費用の負担が重くて介護サービスを抑制するような仕組みにずっと変えられてきて、実際のところは利用の手控えというのが広がってきています。あなたがおっしゃったように介護サービスが拡大していつているというのは、私の知る得る限りではない、逆です。2006年の制度改正で、年間利用者は2005年と比べて1年間で逆に減っています。これが現実です。だから、こういうところをやはりよく見ていく必要があると思うのです。

それから、認知症の要介護者の認定結果と大きく乖離するような状況も見られると言われています。それから、介護度を定められた人のサービスの支給限度額では十分サービスを受けられないということで、これは全日本民主医療機関連合会というところが調べた結果でそういうことが言われています。ですから、私は県の方の認識が非常に甘いというよりも、現状が十分掌握されていない。これはしっかりと掌握されることを、まず一つ求めておきたいと思っております。

そのもとで、来年、制度の見直しをされるということについて国に対して総合的な見直しを図るということと、我が党が介護従事者の月3万円の引き上げということを行っていますけれども、介護報酬の大幅引き上げを国に求めるということを広島県からやはりきちんと要請すべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

○答弁（介護保険課長） 介護報酬を初め、そういった制度の見直しにつきまして、より介護、福祉の現場の実態に即したと言われるよう、これまで主要事業提案でございますとか知事会でございますとか、そういった機会を通じて国に要望しているところでございますし、現在、国において社会福祉審議会の改革分科会の中におきまして介護報酬の引き上げ、また医療制度の中身についての見直しが検討されているということをお聞きしておりますけれども、そういったものの推移も見守りながら、引き続き必要な要望をしてまいる所存でございます。

○要望（辻委員） 国に対して厳しく要請をしていただきたいと思うのです。介護報酬の引き上げ、制度の抜本的な見直しをやらないと、やはり今、介護の土台そのものが崩れてきている。先ほど、5点ほど県の対応策をおっしゃられました。介護従事者と、施設、企業とのマッチングの問題、それから潜在的な資格を持っている方の再就職への支援、それから啓発活動や研修、それから経営者間の情報の共有、これを頑張ったとしても、大もとになる介護報酬が上がらない。そうすると、この結果からも出ていますように、一番求められている離職防止や定着促進のために有効な方策で一番先に断トツで出ているのが、賃金を改善することと書いてあります。その次に、休暇をとりやすくする、つまり働きやすい職場環境にしていくということの大もとが変わらないと、県でいろいろな手だてをやってもなかなか有効に働かない。そういう認識をやはり持っていただいて、きちんと抜本的な制度の見直しと介護報酬の一層の引き上げ、充実を図るよということ、これは政府にきちんと要請をしていただきたいということを申しまして、終わります。

(4) 閉会 午前11時52分